

入院される患者さんご家族の方へ

【高濃度カリウム液の点滴注射（適応外使用）について】

低カリウム血症は重篤な不整脈を引き起こす為、カリウムを補充する必要がありますが、血液中のカリウムが多くなり過ぎると不整脈や心不全をきたす恐れがあります。

また、注射用カリウム液は、細い血管に点滴投与すると血管痛・静脈炎が生じることもあります。

これらの理由により、カリウム液を点滴投与する場合は、適応上 40mEq/L 以下の濃度に薄めて使用することとなっています。

しかし、心不全や脳卒中などで水分を制限しなければならない患者さんに対しては、当院のルールに従い、「適応外使用」として太い血管である中心静脈から高濃度のカリウム液を行う場合があります。（透析中は透析回路から）

当院では以下のルールを遵守し、高濃度カリウム液（40mEq/L を超える）の点滴投与を行っています。

- 高濃度カリウム液を点滴投与する場合は、原則中心静脈（太い血管）から投与する  
40mEq/L を超えるが 1 日総量 100mEq 以内の場合は末梢静脈（細い血管）からの投与も可とする  
※〔透析中の患者さんを除く〕
- 添付文書の投与速度：1 時間あたり 20mEq 以下・総投与量：1 日 100mEq 以内に従い投与する
- 心電図モニターを装着し、不整脈が発生しないかを観察する
- 必ずシリンジポンプもしくは輸液ポンプを使用し、急速輸液がなされない対策を行う
- 高濃度カリウム液の点滴後は迅速に血液検査を行い、血中カリウム値を測定する
- 異常が認められた場合は速やかに減量または中止し、適切な処置を行う
- 低カリウム血症が是正され次第、高濃度カリウム液の点滴投与は終了する

※ワシントンマニュアル（カリウムの末梢からの投与濃度は最大で 40mEq/L 以内、中心静脈からは 100mEq/L 以内とする）に基づく

上記治療法については、必要時に速やかに治療を実施できるよう、情報を公開することになっています。

この内容に関してご質問がある場合には、担当医師、看護師、薬剤師までお尋ねください。